

都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございます。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

- 意見募集の期間 令和6年1月16日(火)～2月14日(水)
- 意見の数 23件
- 意見提出人数 2人(郵送2人)

4. 意見内容の概要

対象計画	件数
都市計画マスタープラン	17件
立地適正化計画	6件
合計	23件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	2件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	6件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	9件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	3件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	3件
	合計	23件

6. 意見の内容と市の対応

対象計画	整理番号	意見内容	採否	採否の理由
都市計画マスタープラン	1	(都市計画マスタープラン P32)「将来像」で、「自然に生かされ、自然を生かすまち コミュニティを支えられ、コミュニティを支えるまち」を「自然に生かされ、自然を生かすまち」に改訂して下さい。 理由:全ての住民自治協議会が設立できていない、「住民自治協議会等に関する要綱」の条例化も実現できていないため。	◆	本項目は、都市計画マスタープランにおける将来都市像の補足説明として、逗子市総合計画における「逗子市の将来像」を引用したものですので、いただいたご意見は、参考にさせていただきます。
	2	(都市計画マスタープラン P32)「市街化区域及び市街化調整区域の基本的な枠組みは変更しないものとし、……」と記載されているが、「住居専用地域」や「商業地域」などの用途地域に関して記載されていない。	◆	
	3	(都市計画マスタープラン P32)「……事業者は開発手続きを厳格に守ることで……」と記載されているが、神奈川県が建築主事を所管しているにもかかわらず、逗子市として事業者に対し、開発手続きの厳格化を求めても強制的に守らせることはできないので、「……事業者は市が定めた開発手続きを順守することで……」と改めて下さい。	◆	
	4	(都市計画マスタープラン P33)「若者、子育て世代、高齢者等、あらゆる世代にとって……」と記載されているが、やはり「障がい者」も含めて記載して下さい。そうしないと「(3)誰もが快適に移動できる市」に記載されている「……周辺のバリアフリー化等……」が生きてきません。	□	「(1)若者、子育て世代、高齢者等、あらゆる世代にとって便利に生活できる都市」は、世代の切り口で、「(3)誰もが快適に移動できる都市」は、各々が置かれた状態の切り口で記載しているため、現状の表記となっておりますが、いずれもご指摘にある障がい者の視点をきめております。
	5	(都市計画マスタープラン P34)「将来都市構造」の「軸」で「自転車・歩行者の良好な移動空間の創出」と記載されていますが、市内の国道、県道に対しても目標の達成を強めることは可能なか？ 市のホームページ上でも国道のことは国に連絡してほしいとアナウンスされている。	□	都市計画マスタープランは、将来目指すべき都市の姿を「将来都市像」として定め、その実現に向けた長期的な都市づくりの考え方を明らかにするものです。また、市民・事業者・行政等、都市づくりの担い手の連携のあり方や進め方、具体的な実現方策等を示した「都市づくりガイドライン」として共有・活用されるものです。そのため、都市計画マスタープランは上記の役割を果たすために、幅広い実施主体を想定して策定しますが、具体的な調整については、個別の案件ごとに行うものと考えております。
	6	(都市計画マスタープラン P37)「①商業・業務系土地利用」の「<商業地>」に記載されている内容「自転車・歩行者の良好な移動空間の創出」や「(2)都市交通の基本方針」①「道路ネットワークの形成」との関連が見えてきません。なぜなら、自転車で商業地に買い物に来る市民を念頭に考えられていないからです。	■	都市計画マスタープランは、土地利用、道路等の都市施設といった、都市の根幹となる要素について記載することが主となり、ご指摘の内容については、逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプランで触れております。
	7	(都市計画マスタープラン P44)「④火災対策」において、「②地震・津波対策」とも重なる部分がありますが、「緊急車両通行帯の確保」が必要な方針と考えます。	□	緊急車両の円滑な通行は、火災対策に限らず様々な面で関わってくるものであるため、「(2)都市交通の基本方針」①「道路ネットワークの形成」<生活道路>」において、「建替え等に併せた狭い道路の解消を進め、安全・快適な道路空間を確保します。」と記載しております。
	8	(都市計画マスタープラン P44)「(4)都市防災の基本方針」では、「①～⑤」までの対策が掲げられていますが、その他「災害復興対策」も必要と考えます。すなわち、「①～③」までの災害時に発生した「災害ゴミ」の一時保管や搬出に対応した対策が必須です。	■	災害廃棄物の対応は、ご指摘のとおり重要な事であるため、令和3年3月に逗子市災害廃棄物処理計画を策定しております。
	9	(都市計画マスタープラン P46)「……単身者、子育て世代、高齢者等……」を「……単身者、子育て世代、高齢者、障がい者等……」に改訂して下さい。	▲	本市では1965年以降、住宅団地が造成されましたが、特に地形を活かした高台住宅団地が多く造成されました。住宅団地造成から数十年が経過し、住民ニーズも変化していることから、ライフステージに合わせた住替えニーズへの対応が必要であると考えております。そのため、本項目では、「ライフステージ」を意識した記述にしております。
	10	(都市計画マスタープラン P59)「②都市交通の方針」①「道路ネットワークの形成」の中に「通学路」も含めた記載内容として下さい。	□	歩行者の安全確保は、子どもだけではなく、高齢者、障がい者等、あらゆる方への配慮が必要であるため、都市計画マスタープランにおいては、「(1)道路ネットワークの形成」<生活道路>」に安全対策に係る内容を記載しております。なお、通学路に関しては、通学路安全対策プログラムにおいて、各学校の通学路に関する課題点を関係機関で協議する場を設けております。
	11	(都市計画マスタープラン P60)「③都市環境の方針」②「公園の整備及び維持・管理」において、障がい者も遊べる公園についても記載して下さい。	■	都市計画マスタープランは、おおまかな方向性を示すものであるため、公園整備に関する具体的な方向性については、逗子市緑の基本計画に定めております。
	12	(都市計画マスタープラン P61)「②地震・津波対策」で、「……新たな避難場所の整備や……」と記載されていますが、令和2年度から「指定緊急避難場所」と「指定避難所」に分けられました。この「新たな避難場所」はどちらのことを指すのですか？	○	指定緊急避難場所を指しております。 現行の表記はあいまいな表現であるため、分野別基本方針及び地域づくりの方針において、「避難場所」を「指定緊急避難場所」に修正します。

	13	(都市計画マスタープラン P62)「⑤住環境の方針」の「1」地域の特徴を生かした良好な住環境の維持・創出」の中に「災害に強いまちづくり」を含めて下さい。	□	全体構想及び地域別構想の分野別基本方針及び地域づくりの方針は、土地利用、都市交通、都市環境、都市防災、住環境の5つのカテゴリに分けて記載しており、「災害に強いまちづくり」に関しては、都市防災の項目に記載しております。
	14	(都市計画マスタープラン P73)「第5章 都市づくりの実現に向けて」5-1 都市づくりの担い手の考え方」(1)市民の役割」が記載されていますが、住民自治協議会要綱の条例化も完了していない、住民自治基本条例も制定されていない状態にもかかわらず、一方的に市民の責務を記載しないで下さい。	▲	都市づくりの根幹となる都市計画法では、住民の責務として、第三条第二項に「都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行なう措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。」と定めています。住民自治協議会もまちづくりにおいて重要な役割を担っていただいておりますが、本計画における市民の役割は、より根底にあるものを示すものとして記載しております。
	15	(都市計画マスタープラン P73)「(3)行政の役割」と同時に「(4)議会の役割」も記載して下さい。	▲	議会の役割について、都市計画分野に特化して記載すべきものはないと考えることから、現行の記載としております。
	16	(都市計画マスタープラン P74)「(3)地区計画によるきめ細かなまちづくり」で、「本市においては、……」の中に「新たなまちづくり条例を活用した地区計画によるまちづくりを推進していきます」と改訂して下さい。	○	いただいたご意見を踏まえ、「(3)地区計画によるきめ細かなまちづくり」の後段において、「本市においては、逗子市まちづくり条例と連携し、地区の特性や実情、また地区住民等の意向を十分に踏まえながら、地区計画によるまちづくりを推進していきます。」に修正いたします。
	17	(都市計画マスタープラン P74)「5-2 都市づくりの手法・制度の活用」において、「土地・建物」については記載されていますが、道路に関しては何も記載されていないので、記載して下さい。	□	「5-2都市づくりの手法・制度の活用」(2)規制・誘導制度や都市施設整備事業の都市計画決定・変更」において、「道路・公園等の都市施設整備事業等を実施するため、必要な都市計画の決定を行います。」と記載しております。
立地適正化計画	18	(立地適正化計画P61)福祉会館は、市役所の建物と一体のものとするべきで、東逗子駅前用地内に移転させないことを求める。 (理由) 社会福祉法106条の4により重層的支援体制整備事業は、一体のものとして実施することを法律により求められている。 生活困窮者自立支援等は、横浜市、鎌倉市では、区役所、市役所が窓口となっており、逗子市は、遠方にある福祉会館が窓口になり、一体としていない。(逗子市は法の趣旨に忠実でない。) 書類の処理をするにあたり、1カ所で完結できず、弱者に対してさらなる負担をかける恐れがあるため。	■	立地適正化計画において福祉会館は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、都市機能誘導区域に集約すべき誘導施設に位置付けておりますが、本意見は福祉会館が市役所と一体であるべきという、施設そのものなり方に関するものであるため、いただいたご意見は担当所管と情報共有し、今後の参考といたします。
	19	(立地適正化計画P61)逗子市以外の横浜市、鎌倉市、葉山町、横須賀市は役所の建物の中で受けつけられるか、又は徒歩圏内で受け付けられ、逗子市は福祉会館が遠方にあり、社会権の保護に欠ける。(逗子市がいちばん遠方にあり、アクセスが困難と考える)	■	
	20	(立地適正化計画P61)福祉会館設立当初は、社会保障制度が現在のようになかった。それゆえ、市役所から離れて設置しても差がつかなかった。 現在、市政においては、中心的政策になった以上、市役所と一体して機能させることが義務付けられている。	■	
	21	(立地適正化計画P61)市長は成年後見人選任のための申立権者であり、社会福祉協議会の成年後見人制度支援と直結しているため市役所の業務と一体して行う必要がある。 成年後見人である者が、そのような状態になるまで本人家族は市役所と深くかかわってきている。	■	
	22	(立地適正化計画P61)子育て支援センター、地域包括支援センターは異人団地、グリーンヒル、アーデンヒル内の人口を維持するため、各団地内に設置することを求める。 (理由) 東逗子駅前ひろばは、各団地から遠いという意見もあり、ひろば内に設置するのは、各団地内の人たちにとっては、遠距離と認識されているため。 土地の下落を防止し、固定資産税の収入を確保するため。(団地内の子育て支援センター、地域包括支援センターの設置は空き家防止対策に資する。)	■	
	23	(立地適正化計画P64)図58の【東逗子駅】の都市機能誘導区域は、逗子市が水害発生地域図を作成し、警告している地域であり、都市機能を誘導することは不適切である。(逗子市総合計画策定基礎調査書昭和43年、水害発生地域図参照) 近年温暖化の傾向が現れ、降水量が多くなることから、昭和43年に作成された水害発生地域図は無視されるべきではない。今日的な重要性が増している。 水害発生地域を逗子市が「安全」として地域に損害が出た場合、逗子市役所の帰責性が問われる。	■	日本では、全国的に災害リスクのあるエリアに居住している人口割合は非常に高く、本市においても、全市的に水害以外にも災害リスクのあるエリアが幅広く指定されております。 都市機能誘導区域設定の前提となる居住誘導区域の設定にあたっては、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見直しを勘案し、都市経営が効率的に行えることを考慮すべきことから、今回は土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域等に限って居住誘導区域から除外することとしました。また、誘導区域は、規制的手法により土地利用をコントロールするというよりも、区域内へ機能を緩やかに誘導するものであり、安全性の判断に関しては、災害にかかる区域指定等から総合的に判断すべきものと考えております。 なお、立地適正化計画は、概ね5年ごとに評価・検証するため、今後必要に応じて誘導区域等の見直しを図ってまいります。